第四章　実施機関の構成

第十四条

(1) 実施機関は、運営委員会が選出する首席行政官を長とする。

(2) 首席行政官は、その任務において、実施機関の主要な部局を率いる局長の補佐を受ける。

(3) 首席行政官は、実施機関の運営につき運営委員会に対して直接に責任を負う。

(4) 実施機関の構成については、締約国の関係当局間の別途の取決めで定める。

第十五条

(1) 首席行政官及び局長の職は、締約国間の均衡を保つ仕組みに従い、異なる締約国の国民が占めるものとする。当該仕組み、任命の手続並びに実施機関の職員の募集及び任期については、締約国の関係当局間の別途の取決めで定める。

(2) この条約の適用上、「実施機関の職員」とは、実施機関のため直接に働く旨の実施機関との書面による取決めを有する全ての人員をいう。各締約国は、実施機関の職員の責任に係る国際的な性質を尊重するものとし、実施機関の職員に対しその任務の遂行について影響を及ぼそうとしてはならない。

第十六条

(1) 実施機関の職員は、主として締約国から選ばれた政府職員によって構成される。ただし、実施機関は、締約国の国民を実施機関の業務に従事させることができるものとし、必要と認められる期間に専門的な能力が求められる場合には、技能を有する人員（締約国の国民でないことがあり得る。）を実施機関の業務に従事させることができる。この場合において、実施機関の業務に従事させる形態には、雇用、採用、任命又は業務契約によるものを含む。

(2) 運営委員会が定める主要な職は、締約国から選ばれた政府職員が占めるものとする。

第十七条

実施機関における職は、締約国のそれぞれの貢献に妥当な考慮を払った上で、実施機関がその任務を可能な限り効率的に遂行することができるようにするために必要な能力を有する人員が占めるものとする。

第五章　財政運営

第十八条

締約国は、ＧＩＧＯの資金のために拠出する。

第十九条

(1) 運営委員会は、次の規定に従って詳細な財政規則を採択する。

(a) ＧＩＧＯの活動（運営及び事業の双方に関する任務を対象とする。）の費用は、(2)に規定する拠出を除くほか、締約国が負担する。

(b) ＧＩＧＯの全ての資金は、実施機関の運営予算又は事業予算において項目別に分ける。

(c) 締約国の拠出の形態、頻度及び取扱いについては、締約国の関係当局間の別途の取決めで定める。

(d) ＧＩＧＯは、会計に関する国際的に受け入れられた基準を遵守する。

(2) 非締約国がＧＣＡＰに拠出することを可能とする方法に関する手続については、締約国の関係当局間の別途の取決めで定める。

第二十条

(1) ＧＩＧＯの活動に必要な資金は、次の予算から成る年次予算の対象とする。

(a) 運営予算（会計年度における実施機関の日常的な運営に必要な全ての支出及び長期的な財政計画を対象とする。）

(b) 事業予算（会計年度におけるＧＣＡＰの目標を達成するために実施機関が遂行する事業に関する財政計画及び長期的な財政計画から成る。）

(2) 実施機関は、前条に規定する財政規則に従って年次予算を作成し、及びこれを運営委員会に提出する責任を負う。

(3) 実施機関は、前条(1)(b)の規定に従って定められる予算の範囲内でＧＩＧＯの活動に関する財政を管理する。

第二十一条

年次決算は、締約国の関係当局間の別途の取決めで定める手続に従って運営委員会が任命する監査機関に提出する。年次報告を添付した監査報告は、第十九条に規定する財政規則で定める手続に従い、会計年度の終了の後、承認を得るため運営委員会に提出する。

第六章　報告及び監査

第二十二条

(1) 実施機関は、毎年、前年に行った活動に関する報告及び翌年の活動の見通しを運営委員会に提出する。実施機関は、特に、運営委員会が定めた計画の目標及び目的に対する実績並びに承認された予算の執行状況について報告する。

(2) 詳細な仕組みについては、締約国の関係当局間の別途の取決めで定める。

第二十三条

各締約国が指名する監査人が、当該締約国の行政機関に関する監査の任務を遂行し、及び当該締約国の法律に定めるところに従って当該締約国の議会に報告することができるようにするため、実施機関は、保有する全ての情報及び文書であって当該締約国が参加する活動に関するものを当該監査人に提供し、並びに当該監査人が当該情報及び文書を調査することを認める。

第二十四条

各締約国が指名する監査人は、実施機関の活動の不必要な中断が回避され、かつ、他の締約国に関する情報が保護される限りにおいて、実施機関に立ち入る権利を行使する。当該監査人は、可能な場合には、実施機関の本部又は支部への立入りの前に、相互に及び実施機関と協議する。

第二十五条

締約国は、実施機関と共に、ＧＩＧＯの財政的利益を不正から保護するためにその行動を調整する。

第二十六条

運営委員会は、実施機関に対する監査であって、ＧＩＧＯの機能及びＧＣＡＰの実施を改善するために必要と認めるものを行うことを命ずることができる。

第二十七条

(1) 運営委員会は、締約国の関係法令に適合する個人情報の保護に関する規則を採択する。

(2) 運営委員会は、ＧＩＧＯと締約国との間における必要なかつ対象を特定した個人情報の流れを確保するため、その国際的な移転が(1)に規定する規則及び締約国の関係法令に従って行われることを確保するための適当な措置をとる。

第七章　特権及び免除

第二十八条

(1) ＧＩＧＯの構内は、不可侵とする。ＧＩＧＯ並びにその財産及び資産は、所在地及び占有者のいかんを問わず、首席行政官が免除を明示的に放棄した特定の場合を除くほか、あらゆる形式の訴訟手続の免除を享有する。ただし、免除の放棄は、判決の執行に関する免除の放棄を意味するものではなく、判決の執行に関する免除の放棄のためには、運営委員会による別個の放棄が必要とされることが了解される。

(2) ＧＩＧＯの財産及び資産は、所在地及び占有者のいかんを問わず、また、執行上、行政上、司法上又は立法上の措置のいずれによるものであるかを問わず、捜索、徴発、没収、収用その他あらゆる形式の干渉を免除される。

(3) ＧＩＧＯの公文書は、所在地のいかんを問わず、不可侵とする。この条約の適用上、「公文書」には、ＧＩＧＯが所有し、又は保管する全ての記録、信書、文書、原稿、写真、フィルム及び記録物を含む。

(4) ＧＩＧＯは、次の特定の場合には、訴訟手続及び強制執行の免除を享有しない。

(a) 仲裁への付託又は代替となる拘束力を有する紛争解決の仕組みについて定めていない契約から生ずる紛争に関する場合